

○ 経営体育成強化資金実施要綱（平成13年5月1日付け13経営第303号農林水産事務次官依命通知）の一部改正新旧対照表  
 （下線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>第2 資金の内容                      (略)</p> <p>I 経営改善</p> <p>1 貸付金の使途                      農業経営改善関係資金基本要綱（平成14年7月1日付け14経営第1704号農林水産事務次官依命通知）に定める経営改善資金計画（以下単に「経営改善資金計画」という。）に基づいて農業経営の改善を図るのに必要な次の(1)から(10)までの資金                      ただし、2の(3)、(5)又は(6)に掲げる者に対する貸付けにあつては、農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号）第2条第3項の農業近代化資金であつて、農業近代化資金融通措置要綱（平成14年7月1日付け14経営第1747号農林水産事務次官依命通知）第2に定める資金又は農林水産省経営局長が別に定めるものでは対応が困難な場合に限る。                      (1) <u>農地（農地法（昭和27年法律第229号）第43条第1項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第2条第1項に規定する農地を含まない。以下同じ。）又は牧野の改良又は造成に必要な資金</u>                      (2)～(8) (略)                      (9) 農業経営の改善によって必要となる農薬費その他の費用に充てるのに必要な資金（民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生計画の認可を受けた者又は私的整理ガイドラインに沿った私的整理を行う者の行うもの（以下「事業再生支援資金」という。）並びに2の(3)及び(5)に掲げる者の行うものに限る。）                      (10) (略)</p> <p>2 貸付対象者                      貸付対象者は(1)から(7)までに掲げる者とする。                      (1) 農業を営む者であつて、次のアからエまでに掲げる要件の全てを満たすもの（以下「主業農業者」という。）                      なお、事業再生支援資金を借り入れる場合にあつては、次のオ及びカの要件を追加し、追加する要件の全てを満たさなければならないものとする。                      ア (略)</p>	<p>第2 資金の内容                      (略)</p> <p>I 経営改善</p> <p>1 貸付金の使途                      農業経営改善関係資金基本要綱（平成14年7月1日付け14経営第1704号農林水産事務次官依命通知）に定める経営改善資金計画（以下単に「経営改善資金計画」という。）に基づいて農業経営の改善を図るのに必要な次の(1)から(10)までの資金                      ただし、2の(3)、(5)又は(6)に掲げる者に対する貸付けにあつては、農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号）第2条第3項の農業近代化資金であつて、農業近代化資金融通措置要綱（平成14年7月1日付け14経営第1747号農林水産事務次官依命通知）第2に定める資金又は農林水産省経営局長が別に定めるものでは対応が困難な場合に限る。                      (1) 農地又は牧野の改良又は造成に必要な資金                      (2)～(8) (略)                      (9) 農業経営の改善によって必要となる農薬費その他の費用に充てるのに必要な資金（民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生計画の認可を受けた者又は私的整理ガイドラインに沿った私的整理を行う者の行うもの（<u>いずれも平成32年3月31日までに策定された経営改善資金計画に基づくものに限る。以下「事業再生支援資金」という。</u>）並びに2の(3)及び(5)に掲げる者の行うものに限る。）                      (10) (略)</p> <p>2 貸付対象者                      貸付対象者は(1)から(7)までに掲げる者とする。                      (1) 農業を営む者であつて、次のアからエまでに掲げる要件の全てを満たすもの（以下「主業農業者」という。）                      なお、事業再生支援資金を借り入れる場合にあつては、次のオ及びカの要件を追加し、追加する要件の全てを満たさなければならないものとする。                      ア (略)</p>

イ 主として農業経営に従事すると認められる青壮年の家族農業従事者（法人にあっては、常時従事者（農地法第2条第3項第2号ホに規定する常時従事者をいう。）である構成員）がいること。

ウ 個人の農業者であって、60歳以上であるときは、その後継者が現に主として農業に従事（農業大学校に就学している場合等を含む。）しており、かつ、将来においても主として農業に従事する見込みがあると認められること。

エ～カ （略）

(2)～(7) （略）

### 3 貸付限度額

貸付限度額は、以下のとおりとする。

(1) （略）

(2) 主要な事業用資産について平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震（以下「地震」という。）により浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けた者に対する貸付限度額については、貸付けを受ける者の負担する額の80%に相当する額（令和3年3月31日までの間に貸付けの決定を行ったものに限る。）とする。

ただし、事業再生支援資金にあっては、(1)のただし書に規定する貸付限度額とする。

また、本資金及びⅡの負担軽減に係る資金の借入額を合算した額は、農業を営む個人及び農業参入法人にあっては2億5,000万円、農業を営む法人にあっては8億円をそれぞれ超えてはならないものとする。

4 （略）

### 5 償還期限（据置期間）

償還期限25年以内（うち据置期間3年（果樹の新植、改植又は育成に必要なものについては10年、認定新規就農者が認定就農計画に従って行う農地等の取得に必要なものについては5年）以内）

ただし、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第121条第1項に基づき、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第132号）第12条第1項に規定する者にあつては、償還期限28年以内（うち据置期間6年（果樹の新植、改植又は育成に必要なものについては13年以内）とする（令和3年3月31日までの間に貸付けの決定を行ったものに限る。）。）

6 （略）

イ 主として農業経営に従事すると認められる青壮年の家族農業従事者（法人にあっては、常時従事者（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項第2号ホに規定する常時従事者をいう。）である構成員）がいること。

ウ 個人の農業者であって、60歳以上であるときは、その後継者が現に主として農業に従事（農業者大学校に就学している場合等を含む。）しており、かつ、将来においても主として農業に従事する見込みがあると認められること。

エ～カ （略）

(2)～(7) （略）

### 3 貸付限度額

貸付限度額は、以下のとおりとする。

(1) （略）

(2) 主要な事業用資産について平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震（以下「地震」という。）により浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けた者に対する貸付限度額については、貸付けを受ける者の負担する額の80%に相当する額（平成32年3月31日までの間に貸付けの決定を行ったものに限る。）とする。

ただし、事業再生支援資金にあっては、(1)のただし書に規定する貸付限度額とする。

また、本資金及びⅡの負担軽減に係る資金の借入額を合算した額は、農業を営む個人及び農業参入法人にあっては2億5,000万円、農業を営む法人にあっては8億円をそれぞれ超えてはならないものとする。

4 （略）

### 5 償還期限（据置期間）

償還期限25年以内（うち据置期間3年（果樹の新植、改植又は育成に必要なものについては10年、認定新規就農者が認定就農計画に従って行う農地等の取得に必要なものについては5年）以内）

ただし、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第121条第1項に基づき、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第132号）第12条第1項に規定する者にあつては、償還期限28年以内（うち据置期間6年（果樹の新植、改植又は育成に必要なものについては13年以内）とする（平成32年3月31日までの間に貸付けの決定を行ったものに限る。）。）

6 （略）

## II 負担軽減

### 1 貸付金の使途

農業負債整理関係資金基本要綱（平成13年5月1日付け13経営第356号農林水産事務次官依命通知）に定める経営改善計画（以下単に「経営改善計画」という。）に基づいて農業経営の改善を図るのに必要な次の(1)及び(2)の資金

(1)及び(2)の資金

(1) (略)

(2) 次のアからエまでに掲げる資金を借り受けたために生じた負債又はオに掲げる負債（以下「制度資金等負債」という。）の円滑な支払に必要な資金（経営改善計画の計画期間中の当該制度資金等負債の償還に必要な資金に限る。以下「償還円滑化資金」という。）

ア～オ (略)

2 (略)

### 3 貸付限度額

(1) 貸付限度額は、以下のとおりとする。

ただし、本資金及びIの経営改善に係る資金の借入額を合算した額は、農業を営む個人にあっては1億5,000万円、農業を営む法人にあっては5億円をそれぞれ超えてはならないものとする。

① 再建整備資金

(ア)・(イ) (略)

(削る)

(ウ) (略)

② 償還円滑化資金

経営改善計画の計画期間中の5年間（債務者の年間償還額からみて経営改善計画の実行のために必要不可欠と認められる場合は、10年間）において支払われるべき制度資金等負債の各年の支払金の合計額に相当する額

この場合における各年の支払金の合計額に相当する額は、その全部又は一部を一括して貸し付けることができるものとする。

(2) 主要な事業用資産について、地震により浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けた者に対する貸付限度額については、

## II 負担軽減

### 1 貸付金の使途

農業負債整理関係資金基本要綱（平成13年5月1日付け13経営第356号農林水産事務次官依命通知）に定める経営改善計画（以下単に「経営改善計画」という。）に基づいて農業経営の改善を図るのに必要な次の(1)及び(2)の資金

(1)及び(2)の資金

(1) (略)

(2) 次のアからエまでに掲げる資金を借り受けたために生じた負債又はオに掲げる負債（以下「制度資金等負債」という。）の円滑な支払に必要な資金（経営改善計画（平成34年3月31日までに策定されたものに限る。）の計画期間中の当該制度資金等負債の償還に必要な資金に限る。以下「償還円滑化資金」という。）

ア～オ (略)

2 (略)

### 3 貸付限度額

(1) 貸付限度額は、以下のとおりとする。

ただし、本資金及びIの経営改善に係る資金の借入額を合算した額は、農業を営む個人にあっては1億5,000万円、農業を営む法人にあっては5億円をそれぞれ超えてはならないものとする。

① 再建整備資金

(ア)・(イ) (略)

(ウ) (ア)及び(イ)に掲げる貸付限度額の、1,000万円のうちの750万円、1,750万円のうちの1,500万円、2,500万円のうちの2,250万円及び4,000万円のうちの3,750万円を超える部分については、平成34年3月31日までに策定された経営改善計画に基づき貸し付けられたものに限るものとする。

(エ) (略)

② 償還円滑化資金

経営改善計画（平成34年3月31日までに策定されたものに限る。）の計画期間中の5年間（債務者の年間償還額からみて経営改善計画の実行のために必要不可欠と認められる場合は、10年間）において支払われるべき制度資金等負債の各年の支払金の合計額に相当する額

この場合における各年の支払金の合計額に相当する額は、その全部又は一部を一括して貸し付けることができるものとする。

(2) 主要な事業用資産について、地震により浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けた者に対する貸付限度額については、

次に掲げる額（令和3年3月31日までの間に貸付けの決定を行ったものに限る。）とする。

ただし、本資金及びIの経営改善に係る資金の借入額を合算した額は、農業を営む個人にあっては2億5,000万円、農業を営む法人にあっては8億円をそれぞれ超えてはならないものとする。

① （略）

② 償還円滑化資金

経営改善計画（令和3年3月31日までに策定されたものに限る。）

の計画期間中の5年間（債務者の年間償還額からみて経営改善計画の実行のために必要不可欠と認められる場合は、25年間）において支払われるべき制度資金等負債の各年の支払金の合計額に相当する額

この場合における各年の支払金の合計額に相当する額は、その全部又は一部を一括して貸し付けることができるものとする。

4 （略）

5 償還期限（据置期間）

償還期限25年以内（うち据置期間3年）

ただし、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第121条第1項に基づき、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令第12条第1項に規定する者においては、償還期限28年以内（うち据置期間6年以内）とする（令和3年3月31日までの間に貸付けの決定を行ったものに限る。）。

6 （略）

次に掲げる額（平成32年3月31日までの間に貸付けの決定を行ったものに限る。）とする。

ただし、本資金及びIの経営改善に係る資金の借入額を合算した額は、農業を営む個人にあっては2億5,000万円、農業を営む法人にあっては8億円をそれぞれ超えてはならないものとする。

① （略）

② 償還円滑化資金

経営改善計画（平成32年3月31日までに策定されたものに限る。）

の計画期間中の5年間（債務者の年間償還額からみて経営改善計画の実行のために必要不可欠と認められる場合は、25年間）において支払われるべき制度資金等負債の各年の支払金の合計額に相当する額

この場合における各年の支払金の合計額に相当する額は、その全部又は一部を一括して貸し付けることができるものとする。

4 （略）

5 償還期限（据置期間）

償還期限25年以内（うち据置期間3年）

ただし、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第121条第1項に基づき、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令第12条第1項に規定する者においては、償還期限28年以内（うち据置期間6年以内）とする（平成32年3月31日までの間に貸付けの決定を行ったものに限る。）。

6 （略）

附 則 （令和2年3月30日元経営第3160号）  
この通知は、令和2年4月1日から施行する。